

岩手県告示第778号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成25年10月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
フォレスト薬局石鳥谷店	フロンティア薬局石鳥谷店	花巻市石鳥谷町新堀第8地割34番地4	平成25年9月1日
フォレスト薬局北上店	フロンティア薬局北上店	北上市村崎野17地割171番地	〃
フォレスト薬局前沢店	フロンティア薬局前沢店	奥州市前沢区古城字比良59番8	〃